

議 事 日 程

平成27年第1回浜中町議会定例会

平成27年3月16日午前10時開議

日 程	議案番号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第16号	浜中町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第17号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第18号	町有財産の取得管理及び処分条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第19号	浜中町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第21号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第22号	町立浜中診療所嘱託医師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第23号	町道路線の認定について
日程第 9	議案第24号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第10	議案第25号	平成27年度浜中町一般会計予算

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 休会前に引き続き会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、休会前同様であります。

◎日程第2 議案第16号浜中町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第16号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（松本博君） 議案第16号浜中町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正は、行政手続法の一部を改正する法律が、平成26年6月13日付で公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、法と同内容を規定するための一部改正であります。

この改正により、処分及び行政指導に関する手続について、町民の権利利益の保護の充実を図るため、法令の要件に適合しない行政指導の中止等を求める規定及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める規定等を明文化するとともに、条文中の文言整理を行うものであります。

なお、この条例の施行日につきましては、平成27年4月1日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第16号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第16号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号の採決をします。

お諮ります。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第17号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第17号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長（波岡玄智君） 議案第17号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

昨年8月7日に人事院は、国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しについて勧告をしたところであります。

この人事院勧告に基づき、平成26年4月から遡及適用となる俸給表の平均0.3%の引上げ、通勤手当の引上げ、勤勉手当の支給割合の引上げについては平成26年第5回浜中町議会臨時会において議決をいただいたところであります。

この度の一部改正につきましては、給与制度の総合的見直しの中で平成27年4月から適用する俸給表の平均2%の引下げと広域異動手当の支給割合の引上げを行うものであります。

なお、管理職員特別勤務手当につきましては、国においては平成4年1月1日から支給することで制度化されておりました。しかし、本町においては制度化されておらずこの度、その支給内容の改定があることから、改定後の内容により新規制定しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） （議案第19号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第17号の質疑を行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 3点ほど確認の意味でお聞かせをいただきたいと思いますが、今回の管理職特別手当については、平成4年に既に国が制度化されていたものを、今回制度化されるということで、もう既に23年経過した中で、今回国の昨年8月の人事院勧告に基づいて改正をするということですが、今まで国が制定されていて、本町で制定されていなかった理由と伺いますか、支障がなかったということで判断して良いのか、その辺をお聞かせいただきたいのと、それから第8条の3第1項、第2項それぞれ週休日祝日、それから祝祭日ですか、それから2項では災害時の緊急の必要ということで、それぞれ規則で定める額というのがありますが、その規則で定める額の内容について、お知らせいただきたいと思います。

それと広域異動手当ですが、この広域異動手当というのは、どういう場合を指すのか。例えば東日本大震災の折に、職員を東北に派遣したという例がありますが、そういう時に対応される手当になるのかを確認したいと思います。簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） いままで制定していなかった理由でございますけれども、今まで特に必要としていなかった部分と、その後、財政状況が厳しくなってきたのを合わせまして、今まで制度化していなかったということでございます。

それと規則で定める額につきましては、週休日等につきましては、1回につき1万2,000円、週休日以外につきましては、1回につき6,000円以内となっております。所得広域異動手当でございますけれども、職員が研修、派遣等により他の地方公共

団体等に勤務することになった場合において、支給するというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 1点目の部分ですけれども、浜中町の財政が著しく厳しくなった経過がありまして、財政再建プランである程度そういった部分では、少しゆとりが出てきたということで、今回制定されたと理解して良いのかどうか。

それと第1項、第2項の手当の額ですけれども、それぞれの条例に書いてありますから1万2,000円以内で超えない範囲以内において条例で定めるとか、6,000円を超えない範囲で、規則で定めるとこの部分を何か細かく規則で定めているんだらうなと思ったものですから、それを聞いた訳です。そういう定めたかをしていないというのであれば、あえてその規則に定める額を条例の中で謳わなくても良いと思うのですが、もしその辺が解ればお願いしたいと。それから広域異動については解りました。ありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 管理職の特別勤務手当ですけれども、実は管内的にみますと、管内では殆ど制度化されています。浜中町が今まで制度化されていなかったということで、今回制度化するものでございます。

それと金額の関係ですけれども、まだ条例ではこのように以内ということで、規則においても1万2,000円、それと6,000円ということで細部については決めていませんけれども、週休日等において緊急にやむを得ず勤務する場合については1万2,000円、それと週休日以外については6,000円となっております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第17号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第18号町有財産の取得管理及び処分条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第4 議案第18号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第18号町有財産の取得管理及び処分条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一部改正は、財産貸付における保証の条項を改正しようとするものであります。

本条例第16条では、町有財産の貸付の際、保証人については2名以上の連署とし、又、保証金を提供して保証人に代えることができると規定しております。しかしこのことは、貸付事務において実態に合わないことから、条項を改正し、今後の町有財産貸付事務を取り進めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第18号の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第18号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第19号浜中町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第19号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第19号浜中町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、指定管理者の事業報告書の作成及び提出の期限をこれまで年度終了後30日以内としておりましたが、法人等における税法による申告が事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内となっており、この期間との整合性を図るために、これまで30日以内となっていたものを60日以内に改正をするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第19号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第19号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第21号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第21号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間中の介護給付費等のサービス見込み量や高齢者人口の推移等を勘案して決められる標準給付見込額より算定された基準保険料が、現行の2,900円から1,058円増の3,958円と設定されたことによる保険料の改定に加え、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定の観点から国の政令及び規則が改正されることにより、標準段階と所得基準をこれまでの6段階から国の標準どおり9段階とするものです。

主な改正は、第2条の保険料率の適用年度の平成24年度から平成26年度を、平成27年度から平成29年度に改め、同項第1号中1万7,400円を2万3,700円に、同項第2号中1万7,400円を3万5,600円に、同項3号中2万6,100円を3万5,600円に、同項第4号中3万4,800円を4万2,700円に、同項第5号中4万3,500円を4万7,500円に、同項第6号中5万2,200円を5万7,000円に改め、同項第6号の次に、第7号6万1,700円、第8号7万1,200円、第9号8万700円を加え、第3項として所得の少ない第1項第1号被保険者保険料の減額措置として、平成27、28年度の保険料を2万1,300円とするものです。

なお、この改正条例は平成27年4月1日から施行することとし、附則第3項から第6項では、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律及び、地域における医療の確保を推進するための関係法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行により、介護保険法の一部が改正され、

原則平成27年4月1日から実施されることとなった、介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な事業の実施のための準備期間が必要であることから、事業の実施を猶予する規定を設けることとするものです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第21号の質疑を行います。ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第21号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号町立浜中診療所嘱託医師の報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第22号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第22号町立浜中診療所嘱託医師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

浜中診療所嘱託医師の報酬等に関する条例につきましては、平成24年3月定例議会におきまして、診療所医師が今後においても浜中診療所の常勤医師として継続して勤務できる体制の整備を図るため、嘱託医師としての処遇を改善する議決をいただいたところです。

今日、地域医療は、新しい臨床研修制度により、医師の偏在化により、慢性的な医師不足が続いている状況となっています。

浜中診療所は、医師1名で外来・入院患者の診療のほか、保育所や学校の児童・生徒の健診、予防接種、介護保険の認定、訪問診療など多くの業務を行っております。

現在、北大第二内科からの支援・連携により、26年度以降も引き続き、医局の医師不足の中、北大第二内科医局より原則、隔週ではありますが、金土日を中心に月10日間、医師の派遣が確定しております。

この度の一部改正内容は、第2条第1項中275万円を300万円に改めるものとし、附則でこの条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。

なお、規則で条例第2条第1項に規定する報酬月額は、300万円とすると定めようとするものであります。

今後も本町の安定した医療体制を確保し、町民の健康と命を守る、医療の充実に努めてまいります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第22号の質疑を行います。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 1点だけお伺いいたします。色んな努力によって、かなり医師との話し合いはされたと思いますし、全員協議会の中でもその問題については報告されております。

ただし私は本当にそれが真に受けて良いのかどうかということがあるのです。それは、今この医師不足の中で起きている現象だと理解をするのですけれども、しかしそうは言っても、町民の中の一般感情というのがどうであるかというのを、一方では見ておかなければならないと。

それから、これからの問題としても診療所が2つ浜中にあるという問題も十分論議をして、1つに統合するなり何なりということも考えていく必要があると、そういうことから言えば、私は値上げについての条例改正というのは納得がいかないのです。そこの辺りの具体的な内容について、どういう将来的な展望を持たれているのか、あるいは本当に悔いあらためて患者に対する態度の問題、色んな面で医師が考えを改めていこうと努力をされているのかどうなのか。そこの辺りを若干説明願いたいと思うのですが、い

かがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 今議員がおっしゃられました、町民の方々からの様々な意見があった中で、医師の状況がどのように変わったのか、変わっていくのかということについて、私の方からお話をさせていただきたいと思います。

町民アンケート調査が実施されました。その中で町民の方にもアンケートの集約結果というものを、全員協議会の中でも私の方から報告をさせていただき、また先生との話し合い、町長を入れた中でのお話しをさせていただきましたが、重複するかも知れませんがお話をさせていただきます。

まず、町民から多くの意見が出されている部分は、患者に対する丁寧なそして優しい診療をしてくれというのが長い間の問題として捉えておりました。これを多くの意見が出されている部分で、現状の今抱えている医師として、しっかりとこの部分はやっていただきたいというお話を2月の時には話させていただいて、医師の方も総体的に全部が納得したのかどうかは解りませんが、自分なりに努力はしていくという見解はいただきました。

今後、その部分がどう行くかは私たちもしっかりと先生の動向を見させていただきながら、それに付随して何かの問題点が出れば随時その問題点の解決に向けて先生と協議を進めて行こうと思っているところであります。合わせて患者さんからの信頼の置ける医療という形ではしっかり持っていかなければならないと思いますので、医師にもその部分については、私たちの方からしっかりとお話をさせていただいているところであります。

将来の医療のあり方でございますけれども、今、一人の医師で浜中診療所をやっておりますけれども、その中で様々な診療業務の他に保険に係る行為、それと他の施設への訪問、それら入院も含めて現状として大変な業務を背負っている訳でございますので、それらについては、今後どういうふうな形の中で医療体制をもっていくのかという部分は、スタッフ一同、そして町の責任の中で様々な危機感の部分を協議させていただきながら、その辺の体制づくりも図っていきたいと思っておりますので、ご理解の程をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） お互いに合意を勝ち取っている。課題があれば話し合いをする

という事であります。問題は相手の側がそれを真摯に受け止める態度があるかどうかということが前提です。そうでないと幾ら話し合いをしても、私は自分なりに努力してまいりますと言うことでは、住民の納得は得られないのではないかと。話し合いというのは、双方がそれぞれ今の課題をどう解決していくかということで合意を勝ちとらないと意味がない訳です。

そういう面では、私は今までの議会議員協議会の中で出されているアンケート調査だとか、医師の言い分だとか、それから町側の色んな努力、それでも尚かつちょっと首を傾げるという事態があるんじゃないかと思っています。今も拭い去れない訳ですが、それは町民は色んな形で苦労しながら子どもを育てている訳です。医師だけの子どもが、優遇されていかなければならないということは、私はあり得ないと思いますし、一緒でなければいけないということでもないでしょうけれども、私は今の状況の中で医師の給料がそれほど安過ぎてどうにもならないというふうには考えていないものですから、これは取りかかる問題があるかも知れませんが、アンケート調査を中心にした医師の考え方の内容から見れば、私は到底ちょっとずれているんじゃないかという感情を持ちます。

そういう点で、これから十分話し合いをしてということですが、よし解りましたと、私はこういう点で努力しましょうと、看護師に対してもこういうふうに指導していきましょうという事がはっきり出ていけば良いのですけれども、どうも濁っているんですね。先が見えない濁りです。そのところを努力はされていますけれども、前の時から見ると遥かに進んではいると思うのですけれども、もう一步患者さんを見る医師としての人格というか問題ではないかと思っています。医師に対しては厳しいやはり指摘をしながら、本当の診療をしていただきたいということの確証があれば、もろ手を挙げて賛成しますけれども、今の段階ではそういうことが本当に吹っ切れていけるのか、その辺りをもう一度、答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 議員ご指摘の分は、私もしっかりと受けとめますか、様々な協議会の中でもこの事については言われております。

当然、医者的心情まで私たちも理解をしている訳ではありません。私たち自体も、その部分に踏み込んでやっている訳ではないものですから、この辺については、私の中では今はっきりと言える段階ではありません。

ただし当然、地域医療を担っていただいている医師、この部分では地域のそして町民の声を聞いて、患者にしっかりと目を向けてやっていただく、これが本来の考え方ではないかと思っておりますので、これを強く先生に言うしかないと思っております。

その中でぶつかりもあると思います。ただし私たちの主張は曲げずにしっかりと先生に理解をしていただけて取り組んでいただく。そういう形でしか今の回答の中では言えませんので、理解をしていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長、やはり町長の答弁なくして質疑を進めることにはなりませんので、困難でしょうけれども、ひとつご答弁いただきたいと思っております。

町長。

○町長（松本博君） ただいま事務長からも回答しましたけれども、今回アンケート調査をやらせてもらって、その中の項目、主として10項目あったのですけれども、そのことを中心に診療所長と数回議論をさせてもらいました。

最終的に2月16日の議員協議会で示した内容がそうでありますけれども、評価はこれから出てくると思っております。それとこの約束というのは基本的なことなんですよ。それをしっかりこれから守ってもらうということで、一緒に診療所もやろうということになっていきます。

それには診療所長だけではなくて、スタッフも含めて看護師さんも含めて、そして事務方も含めて、今後しっかり詰めて行こうというふうになっていきます。

あくまでもここの施設は、浜中診療所という名前が付いていますから、個人の病院ではありませんから、今後、私たちも積極的に関わっていこうと思っておりますし、関わらなければいけないと思っております。そして、しっかりした診療所が完成されることを私も願っておりますし、これかもそのように進めて行きたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） アンケートも取りながら、それから担当の事務長の努力や、あるいは町長の決意というもので医師との経緯と言いますか、診療のあり方このことについて話し合っ、今町長答弁があったように、これから見て行きたいという話です。

ところが町民にしてみれば、前と全く変わっていないという状況があるのです。それは時間外で対応してくれないと、お昼休みの時間とか、あるいは診療時間過ぎてからの時間帯で診てくれないというのが一番の困りごとなんです。急に子どもの具合が悪くておかしくなったという時に、電話を取ろうと思ったけれども、今休憩時間だから、ある

いはもう夜だからとか、何回か病院に電話しても今勤務時間外ですからと一発で断られているんです。そういうのが怖いから厚岸の病院に走る、現実はこのことです。地域医療ということから言えば、私はここの町民全てが時間内で診てもらおうなんて思っていないんです。時間中に何とか診察してもらいたいという、熱が出たなどと思ったら時間内に走って来て診てもらおうという気持ちはあるんです。でも大丈夫かなと思っていたら、急に具合が悪くなって、その時に掛けようかなと思って断られるということになれば、それはやっぱり町民の願いというのは、具体的に言えばそういう緊急の場合はいつでも電話を受けますという体制を作ってもらいたいというのが、町民の願いですよ。

そここのところが、もう少し具体的にしなければ中々これは向かって行けない、勤務時間の中で診察してもらいます。患者と医師との対話の中で、医師は患者の話をよく聞いて、そして対応したいというそういう回答を、これは凄く良い回答だと思うのですが、そういう条件、医師の報酬を上げる以前に何とか時間に関係なく緊急の場合は対応してもらいたいという気持ちが大変大きいです。その辺はどう考えておられるかです。それからそういうお話がなされてからの患者数です。この半年の間で患者数が増えているのかどうなのか。そういう点で診療所の対応が良くなったとかという良い声というのは中々聞こえてこないのか。そういうことでどうなのかとやっぱりたくさんの方が来て欲しいと診てもらいたいというのは街中にあるのです。

これは今までもそうですけれども、琵琶瀬や下海岸から病院に来た帰りに店で買い物をして帰るといふ、これも病院の果たす大きな役割で、そういう地域の活性化を果たす病院の役割というのも大変大事なことなので、そういう活性化に向けての病院の位置と言いますか、そういうことは今この町にとっては、とても大事なことだと思うのですが、そういうことはどのように改善して行きたいと考えておられますか。以上です。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 5点程の質問ですが、まず救急体制についての考え方ということでございますけれども、議員おっしゃるとおり現在24時間体制、急患を受けられる体制ということにはなっていないところであります。

但し時間の中での休憩時間、それと勤務をしている時間、この部分については従来の部分では出来ないと話されましたけれども、この1年の中で、町の職員と同じ時間帯は勤務をしていただく、当然病院にまた休憩で自宅に戻る分、これも診ていただくということでやっていただいております。その中で何人かの方は当然、診られる状況でなかつ

たものですから、他の病院の方に行っていただくということではありましたが、状況として私の方で把握している中では、今大体この時間の中では受けております。

しかし現状を見た場合、町民から来ている声の急患、救急この中には加えて深夜なり色んな部分の中で突発に発症した部分での病気は診ていただきたいという大きな声があります。

しかし先ほども言いましたように、一人の医師の中でそれをずっと貫けるのか、やっていけるのか。これは本当に大変な業務であります。町長が先ほど言ったように金曜日から隔週の中で、土日挟んで北大のお医者さんに来ていただいている、北大のお医者さんについては、この業務を先生の負担も合わせ急患が出た場合は、急患、救急を受けてくれという指示を、私たちの方も当然、報酬を払っておりますのでやっていただきたい。逆に今度格差が先生と出ておりますので、どうにかそういう部分は、先生の方にもお話をしますけれども、やはり複数化をしていただきたいという話があります。これは町がかかわる行為です。今後どういう中でやっていくのが良いのか、これは十分に検討をしていかなければならない。

但し、今の中で直ぐ救急そして急患を診るという深夜体制の部分については、出来ないということの理解をしていただきたいと思います。それと患者数の関係であります。今年、昨年から見ても250人くらい減る予定をしております。この第一の要因については、今年から投薬の期間を住民から言われまして、長めに改めさせていただきました。釧路の医療機関では2ヵ月、3ヵ月という投薬をしていただきたいという話がありましたので、今年度からうちの方も長期投薬をしたということで、その現象が出てきたということでもあります。

それと何らかの声は聞いていないのではないかとされておりましてけれども、私たちに様々な声はアンケートからも出たように聞いて、その事については職員にも伝達しながら、この患者数の減も私の方からお話をさせていただきましたけれども、やはり町民に来ていただけるようなそこを粘り強くやっていくことが、この診療所の在り方、一次診療の使命だということで、私たちは今やっております。

但し、今言ったこれからの部分の診療体制をどのようにしていくのか、私たちが今持っている町だけの力の中で、本当に町営という形でやれるのかどうか、これも1つ検討していかなければならないのかと、様々な中で医療体制については変化しております。

そういう中で、町独自でやれる医療になるのか、今後は続けられるのか。これもしつ

かり議論をしないといけないと、それと医師問題の複数化といった部分でも、2名なのか3名なのか、それ以上かかるのか、これもやはり様々な診療所を見ていると、3名体制で現状やっているという診療所も、道内の中では多いものですから、そういう部分を含めて、これからの医療体制を考えていかなければならないと思っている次第であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町の活性化との関わりは。

診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 診療所で受診した人が、この町で買い物をしたり、またバスを利用したり様々な中で町と関わり、購買力の向上にもなっているんだというところがございます。まさしくそうだと思っておりますし、その為にやはり皆さんに来ていただける医療を目指して、また地域で信頼のおける医療機関となるよう患者数の増加をしていかなければならないということで経営をしている訳でございます。

町営の中で厳しい状況である今現在を捉えた場合、まだまだ外来の部分については増やさなければならないと思っておりますので、来ていただける環境づくりをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今答弁の中で、また新年度は250名程患者数が減るというふうに聞いたのですけれども、その理由が聞き取れなかったので、もう一度お願いしたいと思います。

それともう1点は、休憩時間なり勤務時間内の休憩の時は対応していますとか、夜等というのは、今は無理だという答弁ですが、医師の方から報酬の引き上げ要求ではなくて医師を二人にしてくれ、あるいは三人にしてくれという、こういう要求というのはないのですか。私はもっと早くから出てきていいと思うのですが、そのことについて、また2～3人になれば病院の運営が難しくなるとか、そういう心配がないのかどうなのかも含めて答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） まず、私の話した中で聞きとりづらかった部分があるということで、今年度の患者数250名減の予定であると申しました。

これにつきましては、投薬が今まで浜中診療所では28日という限定をして投薬をさせていただきましたが、患者の方からどうにか延長をして30日以上にさせていただいた

いという事がありまして、要望に答えるようにさせていただきました。それが昨年の中くらいだったものですから、やはりその方々の来院が減ってしまったという事で、250名程度減になってということでもあります。

それから医師の報酬引き上げに合わせて、救急等の体制で医師数の増というのをやってももらえないのかという事については、夜間の部分で多くの声をいただいているのですが、従来もこの部分は受入れられないということで、先生からもしやるとすれば私一人ではできないと、この24時間体制を構築するのであれば2名以上で町として考えていただきたいというお話がありました。

ただ議会の協議会の中でも話したとおり、先生の話す内容の中からは5名の医者が必要になるのではと言われております。その辺は一応、今やっている医療機関でいけば診療報酬の問題も含め、在宅医療の考え方も含めていくと3名くらいの医者が必要になります。診療所としての業務が成り立つのかどうか、やっていけるのかどうかということになりますから、これはやはり慎重に考えていかなければならない、どの程度の医師報酬になるのか、今後それはしっかりと協議をさせていただきながら、そこに踏み込むことは努力をして行かなければならないと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今、医師の返事で5名程というのが出ていまして、医師はこの診療所をどういうイメージで考えているのかと頭が混乱しています。

それで以前に、道下先生という医師と2人で1年以上やっていたことがありますよね。その時は病院の中の状況というのは大変な状況だったと思うんです。道下先生のところは指名がたくさんくるし、小川医師のところには殆ど来ない、そういう状況もありましたね。

私は、2人体制というのは、もう少し人間の度量の広い人で、お互いに普通の会話が出来て、人数分担もきちんとして、病院の方向はこういう方向で行きましょう、という方向もきちんと言って2人になって診療も患者にとっては凄く良くなってと、そういうことを目指せばとても良いのですけれども、私は2人3人と増えて行けば良いと思うのですが、今の医師はそこのところをきちんと協同してやっていけるのかという、思惑があるんです。大丈夫かなというのがあるのですけれども、その点はいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 今の医師が2～3名の体制になった時に、医師の方と

うまくコミュニケーションを取りながら、診療はやって行けないということの質問だと
思いますけれども、この事については、本来医療機関の医師は医師が2人居た場合、様々
な中で協議をしながら医療に当たっていくということになっておりますから、先生も出
来るのではないかと私は思っております。

但し、色々な場面の中では、本人の個人的な部分も入ってきますので、それをどうや
ってうまく話を通しながら、他の医師との連携を踏まえていくのかということになると
思いますので、それは現状として、今の中では、はっきりとやっていけるとは思ってお
りますけれども、状況については、私からこうだとしっかりとと言えることにはなってお
りません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 数点確認をしておきます。

まず、これは事務長の個人的な見解です。最近ドクター小川の眼鏡の向こう広報はま
なか読ませていただいて大変良いこと書いてありまして、要するに風邪などの軽微な場
合は掛かり付け医師を持てと、そして大きな総合病院はそれ以外の対応に当たるのが本
来であるという、もっともものが書いてありました。これはどう捉えたら良いのかと、
もっともなことが書いてあって、今後、その方向を自分は目指すんだという意味で書い
たのか、これが当たり前だから地元の診療所にしなさいという意味で書かれたのか。

ここら辺は判断が難しいと思いますけれども、出来れば前者の方、要はそういう診療
所になって行きたいのという意味で書いてくれていれば、大変先が明るいのかと思う
のですけれども、まずそこら辺の事務長の肌で感じた感想。

それと、今後の一歩でも二歩でも半歩でも良いのですけれども、変わった、変わらな
いという判断です。要するに評価を、今後どのような方向で把握していこうとしている
のかということです。それと先ほどから時間外の話が出ているのですけれども、電話医
療相談ですね。これは昨年度の相談件数は今把握していないのですけれども、電話医
療相談の中で夜間にこういう状態です、発熱や腹痛等というような具体的な相談例とい
うのはあったのかないのか。その3点お聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 私の方からは2点回答させていただきます。

まずドクターの風邪等の掛かり付け医療として、広報で出しているということござ

いますけれども、今ドクターは昨年の秋口ぐらいからかなり気持ちの変化はしてきていると思っています。現状として、私も診察しているところまでは入っておりませんが、看護師からも穏やかな中で色んな話を患者とも話をしているという事でございます。

もう一つは、やはり軽度な病気、風邪この部分については、地元で診るという掛かり付け医としてしっかりと診ていくという部分は、私の方からも何回か掛かり付け医の話もさせていただきましたので、本人はしっかりと認識を持ってやっていると思っています。

それと診療にかかわる先生の評価でございますけれども、これは本当に私も難しいなと思っています。今、診察をしている部分等については、折に触れて私の方から診察の状況がどうなのかということで、看護師を通じながらお話をさせていただく、入院の部分についても当然、患者とのやりとりがどうであったのかという事も、看護師の方から情報を得ております。それで今やっている部分は、先生とそこの問題点があれば出して、そして改善をしていただくという形でやって行きたいと思っていますし、当然大きな問題となれば、これはしっかりと捉えながら、そこは踏み込んだ部分でお話をしていかなければならないと思っていますところであります。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 私の方からは、24時間の電話医療相談についてのご質問にお答えいたします。

まず深夜帯での電話相談の件数ですけれども、時間毎の内容というものまでは押えておりません。何時から何時までに何件ということで、まずはお答えしたいと思います。

平成26年度の4月から12月までの集計が出ておりますが、全体の件数が86件となっております。それで夜中の零時から3時までが0件でした。21時から24時、9時から12時までが5件となっております。3時から6時も参考までに2件となっております。

どんな内容かということで時間帯は出ておりませんが、86件の中で気になる症状についてご相談になった方が32件ございます。これは朝から24時間中ということです。夜間の医療機関についてご相談になった方が4件という結果でございました。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） ドクターの眼鏡の向こうの内容等についての事務長の受け取り方、患者等の接し方については理解いたしました。

ただ、その検証ですね。これが一番大事なのかと思うのです。それで今診療所の受け付け等には意見箱といいますか感想ボックス、要は実際に受診された患者さんが一番肌で感じることだと思うので、そこら辺の何とか集約するといいますか、検証できるような方法というのは、今後考えられるのか考えられないのか。

それと今の気になる症状ということで、多分ないと思うのですけれども、電話の症状を聞かれて即病院に行った方が良いですよというふうに、アドバイス受けたという例があるのかないのか。多分ないのかなと思うのですけれども。

それと事務長の頑張りというのは、私は大変敬意を表します。それで懸念となるのは、こんな事は大変失礼ですけれども事務長が変わられる時の引き継ぎです。今事務長の持っておられる熱意を是非とも後任者に引き継いでいただかないと、これは中々継続が難しいのかと思いますので、最後3点質問して終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 検証に対する意見箱みたいな設置はどうかということでございます。様々な医療機関では、そういうことをやっている医療機関があると思います。

ただ、うちの診療所に意見箱を出すことが本来良いのかどうかというのは、私自身も疑問を持っております。ある程度町民からの理解というのは、このアンケートで大きな問題として、私たち診療スタッフ医者も捉えております。まず、やる部分はしっかりとやらせていただく、その中でどうしても出来ないとなれば、意見箱というのも出しますけれども、1～2年については、そういう形でさせていただきたいと思っています。できないと言ったら、その責任は重いですから、やはりアンケートをしっかりと取って、多くの方々のアンケート結果を先生も見っております。それで先生もお怒りになっている部分もたくさんあります。

ただ、それはそれとして、この公立の診療所としての在り方だということを理解してもらわなければ、私たちは何も進みませんので、そういうことで、まずやっていこうと、ただそれで意見箱は止めるということではなくて、お時間をいただきながら、この部分については勉強させていただきたいという考え方です。

それと事務長の熱意云々というよりは、これはこの診療所に来たどなたでも、そうい

う部分を持ちながら、しっかりと診療所、医師、スタッフと話し合いをした中で、より良い方向に診療所をもって行くという、その使命感に燃えてやっていただければと良いと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 電話相談の中で気になる症状について相談した結果、すぐ病院に行きなさいと言われた方がいるかどうかということですが、相談した内容の詳細につきましては報告を受けておりませんので、そこまでは解らないのですけれども、相談した方の感想として聞いたことがございますが、自分がたいしたことないと思って相談した結果、それが心臓に関わる命にかかわるような症状であったが為に、直ぐとは言わないけれども、次の日には直ぐ病院に来なさいと言われたということで、病院を受診した結果、心臓の疾患が発見されて直ぐに入院になったというお話を聞いたことがございますので、命にかかわるような症状であったということで、命拾いをしたと感謝されていた方がいたのは聞いたことがあります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） テレビ番組の受け売りだったのですが、何か医師間同士で色々な情報を交換するサイトがあるみたいで、そこで番組を通じてお医者さん自身がその病院を決める要因は何ですかと、番組の中で質問していたみたいです。

その中で出てきた答えを書きとめてあるんですが、1つは説明が分かり易い。疑問点を聞きやすい雰囲気のホテルはトラブルが少ないと考えていると。

あと2つ目は、自分の関係者や身内が利用している。当たり前でありますね。それと挨拶が良い、同業者の評判が良い、他の病院と連携が取れていると5点でありました。

驚くほどシンプルなお答えがありますので、やはり基本は同じですよ。そこが出来るか、出来ないかということになるのでしょうけれども、今回の町民アンケートを見ると、やはり厳しい声が多いなど、中々変わっていないんだろうなと思うところもありますが、一方、協議会の方で町長からも説明がありました。町長と所長との向き合い方をお聞きしまして、時間は掛かったかも知れませんが、それが変わってきたのかなと思いますし、また1番議員も仰っていました何よりも事務長の熱意であります。良い診療所にしたいという熱い気持ちも伝わって来ますので、そこに期待したいという向きもありますので、一歩突っ込んだ何か覚悟的なもの、そういう言葉があれば聞いておきたいと

思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 今話された医師同士の話し合いとか、身内の方が来て行きやすい環境とか、それとしっかりとした地域間の連携が取れている、この中で先生の良い悪いは別にして、釧路の総合病院と医療間連携はしっかり出来ている、これは今年もかなり多い入退院がそれぞれの情報照会によって、うちも受けているし、こちらから行って助かっている人もたくさんおります。

ただ、うまく他の方とのコミュニケーションが取れているのかとなれば、一部取れていない医療機関もあります。これは今後、私たちと先生がしっかりと詰めてやっていきたいと思っておりますし、一番はやはり先ほども話されたように、急患が来た時に受けるのか、やはり声の多くは、ここの部分がかなり占めておりますので、これらの体制づくりの為の検討はしっかりとやっていかなければならないのかと、町民が安心して来られる一次診療、これを続けていくという為には、それぞれの部分もやっていかないといけないと思っておりますし、先生は町民に情報は出しておりますけれども、患者との向き合いをしっかりとやっていただく、そしてしっかり説明をして納得した医療を受けていただく、これに尽きるのかと思っておりますし、そうさせるような形を先生とも何回も話をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、議案第22号の討論を行います。ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は医師の診療報酬を一ヶ月275万円から300万円に引き上げるという提案に反対の立場で討論いたします。一ヶ月300万円の報酬というのは、この地域に住んでいる人たちにとっては、どういう金額でしょうか。300万円ですから30で割りますと、土曜日も日曜日も入れて10万円ですね。パートで水産加工場に行って、ウニ等そういうところで働いている人たち一ヶ月30日働いて10万円程度です。

それから男性でも町内の企業で働いている方、社会保障がきちんとついていても子供

2人居て4人家族15万円が低い方で、18万円が中間くらい、残業があれば20万円を少し超えるという状態です。漁師もあるいは自分で商売をやっている方も、色んな経費をかけて、たまにたくさんの漁があったからといって喜べないような収入です。

地域医療を掲げるのであれば、私は地域の人たちの生活に見合ったそういう目線で診療できるような医師になってもらいたいと思うのです。300万円と言ったら本当に多すぎます。地域では増やすのではなくて削ってもらった方が、この地域の人にとっては良いのではないかとそんな状況です。地域の人たちの賃金に合わせてと、そこまでは考えていませんが、常職的な医師の報酬ということ考えた場合に、私はあまりにも現在ですら多いのに、さらに報酬を上げるというのは地域の皆さんの願いには合っていないという事から反対いたします。

○議長（波岡玄智君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第23号町道路線の認定について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第23号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第23号町道路線の認定について、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の町道路線認定に付す路線であります茶内栄西通は、昨年、有限会社エーシーフ

リープランより道路敷地として寄付を受けたもので、町道茶内南 8 号道路、茶内栄 3 番地 2、エーシーフリープラン所有アパート付近を起点とし、酪農技術センター付近までの延長 115.3メートルであります。

なお、当該道路は生活道路として利用されており道路法第 8 条第 2 項の規定により町道として認定し、今後維持管理しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第 23 号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第 23 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 23 号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 24 号浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第 9 議案第 24 号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長（波岡玄智君） 議案第 24 号浜中町教育委員会委員の任命同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

前任の安藤秀明氏は、一身上の都合により昨年 12 月 26 日をもって辞職の願いが提

出され、町及び教育委員会は、辞職の同意をいたしましたので、後任として、野村孝紀氏を任命いたしたく、同氏のご経歴の示すとおり教育委員として、人格、識見ともに最適と認めるところであり、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は前任者の残任期間である平成30年9月31日までとなりますので、よろしくご審議のうえ、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（波岡玄智君） ただいまの出席議員は11人です。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（波岡玄智君） 投票用紙の配付漏れを確認します。

配付漏れございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（波岡玄智君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。同意を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載して投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中の賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。1番議員より順次投票願います。

(投票)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票にあたり、会議規則第32条の規定により、立会人に11番鈴木誠議員、1番田甫議員を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

両議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票、これは出席議員に符合しております。

有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成11票、反対0票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第24号は、任命に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開ける)

◎日程第10 議案第25号平成27年度浜中町一般会計予算

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第25号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第25号平成27年度浜中町一般会計予算につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

予算の総額は、61億7,047万8,000円と定め、前年当初より2.5%、1

億5, 895万円の減額となります。

平成27年度予算につきましても、前年度までと同様に、まちづくりの基本姿勢である地場産業の振興を柱に、町民と行政が共に進める協働のまちづくりの実現に向け編成したところであり、大変厳しい地域経済と町財政ではありますが、第5期浜中町新しいまちづくり総合計画を指針として、町民福祉の向上と活力ある地域社会づくりに向け、諸施策を推進してまいります。

本年度予算の特色につきましても、主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費で、公の集会施設維持管理に要する経費で、公の集会施設改修等実施設計委託料として漁村センターの改修等実施設計委託料1, 196万円、地方バス路線に要する経費で、地方バス路線維持対策補助1, 940万5, 000円。

3款民生費では、在宅福祉に要する経費で、今年度から新たに、ゆうゆの利用料も対象とし敬老バス等利用料支給250万円、児童手当支給に要する経費9, 816万円、常設保育所運営に要する経費で、茶内保育所の耐震診断業務委託料264万6, 000円を計上。

4款衛生費では、環境政策に要する経費で、住宅用太陽光発電システム設置事業補助に代わり、再生可能エネルギー等導入支援対策事業補助50万円。

5款農林水産業費、1項農業費では、農業基盤整備に要する経費で、浜中姉別地区道営農道整備事業負担金1, 350万円、新規就農者育成対策に要する経費で、新規就農者誘致事業補助3, 343万5, 000円、2項林業費では、町有林整備事業に要する経費で、拡大造林事業委託料など3, 120万円、有害鳥獣被害対策に要する経費で、エゾシカ等有害駆除委託料920万円。

3項水産業費では、水産行政に要する経費で、鮮魚加工機整備事業補助150万円、ベルト式真空包装機整備事業補助200万円、栽培漁業に要する経費で、水産多面的機能発揮対策支援事業負担金1, 355万円。

漁港整備に要する経費で、継続事業であります丸山散布物揚場整備工事1億4, 875万円、琵琶瀬・散布の両漁港の整備に係る地元負担金813万3, 000円、港湾整備事業に要する経費で、国直轄港湾整備事業管理者負担金7, 000万円を計上。

6款商工費では、中小企業特別融資に要する経費で、商工業の振興対策として、中小企業特別融資資金利子補給82万3, 000円を計上したほか、ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費853万7, 000円を計上。

7款土木費では、町道維持管理に要する経費で、町道維持業務委託料4,500万円、町道除雪業務委託料4,000万円、町道路面性状調査委託料1,200万円、町道維持補修工事7,200万円、町有建設車両に要する経費で、除雪車両購入3,883万6,000円、町道整備事業に要する経費で、浜中市街に新たに整備する町道の調査設計業務委託料と土地購入で885万7,000円を計上。

8款消防費では、防災行政無線に要する経費で、防災行政無線デジタル化実施設計委託料615万6,000円、災害対策に要する経費で、津波避難区域基礎調査設計業務委託料、津波防災避難道路調査実施設計業務委託料など総額で1,648万8,000円を計上しております。

9款教育費では、中学校管理運営に要する経費で、校舎等補修工事として茶内中学校暖房設備改修工事6,741万4,000円、学校用バスに要する経費で、茶内中学校のスクールバス2台分の購入費1,890万7,000円を計上、給食センターに要する経費で、今後の建設に向け改築実施設計委託料2,528万3,000円を計上。

10款公債費は8億6,737万3,000円。

11款給与費は、13億937万9,000円を計上しております。

なお、各特別会計への繰出金につきましては、国保会計に4,715万5,000円、後期高齢者会計に2,191万5,000円、介護保険会計に6,419万1,000円、診療所会計に1億3,870万2,000円、下水道会計に3億3,081万9,000円、水道事業会計に5,190万6,000円、合計6億5,468万8,000円となっております。

一方、これら歳出に要する財源につきましては、地方財政計画で示された伸び率等を勘案し、地方交付税は前年当初より1億1,000万円減の33億8,000万円、地方譲与税は950万円減の1億1,280万円、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金は170万円増の430万円。

地方消費税交付金は、消費税率の改正による消費の落ち込みを鑑み、1,480万円減の9,000万円、自動車取得税交付金は600万円減の2,000万円を計上。

地方特例交付金は10万円増の130万円、これらは歳入総額の58.5%を占めております。

また、町税は現在所得申告をとりまとめ中ではありますが、全体で190万3,000円、0.3%減の6億3,921万4,000円で、歳入総額の10.4%を占めてお

ります。

国・道支出金は1,764万1,000円の減の6億6,965万1,000円、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入は合計で284万6,000円減の2億9,431万4,000円。

諸収入は、1,426万円減の1億2,979万2,000円。

繰入金は、8,374万7,000円増の1億4,178万7,000円。

町債につきましては、6,704万7,000円減の6億8,268万円で、このうち建設事業等にかかる借入額は3億6,710万円となっております。

また、今年度の予算編成にあたっては、前年度と同様に留保財源を最小限に留め、特に地方交付税はできる限りの予算措置とさせていただきました。更には財政調整基金を8,000万円取り崩すことで収支の均衡を図り、基本的には年度間予算として執行する所存であります。

全般的な財政状況といたしましては、依然として人件費・扶助費・公債費の義務的経費が高水準であること、消費税率の改正により負担が増加していることなどから厳しい財政運営であり、今後も財源を見通した事業の執行と経常経費の節減に努めてまいります。

次に、第2表債務負担行為につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払契約に係るもので、期間は平成28年度から平成31年度までとし、限度額は購入価格540万6,000円に対する利率2.0%の年賦金の合計額に相当する額から、平成27年度の年賦金を控除した額で設定しようとするものであります。

次に、第3表地方債は本年度、地方債を財源とする各事業の借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、議案第25号について、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第25号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 議案第25号の補足説明中ですがけれども、この際、暫時休憩いたします。

（休憩午後 12時 2分）

(再開 午後 1時00分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第25号の補足説明を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長(野崎好春君) (議案第25号 補足説明あるも省略)

○議長(波岡玄智君) 課長ご苦労さまでした。

これから、議案第25号の質疑を行います。質疑の都合上、歳出36ページ第1款より順次行います。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 2時56分)

(再開 午後 3時28分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第25号第1款議会費の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に第2款総務費の質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番(加藤弘二君) 2つ質問いたします。

まず59ページ、地域振興費の中の補助金345万1,000円について、この中で資料によりますと防犯灯50万円というのがあります。防犯灯の使い道について、どう内容になっているのかというのを聞きたいと思います。

それから防犯灯について日頃思っていることは、節電の関係から言えば各個人の家で使わない部屋の電気はこまめに消すということが、どこの家でもなされていると思いますが、例えば節電の関係から防犯灯10時から明るくなるまで消すとか、港など朝早く出て行く船もありますから、そこは常時夜中も付けて置かなければならないと思いますが、街路灯についてはいらぬのではないかと、夜中は出て歩かないという生活リズムというのを、まちづくりの観点からしても、私は夜中に出て歩くようなことのないように、そんなまちづくりを目指したら良いかと思えます。

それから最近日本の国も治安が悪いといいますが、人を殺す等色んな驚くような事件が起きておまして、それがまた必ず防犯カメラに写っているんです。私は防犯カメラ

の社会というのは大嫌いです。浜中町は防犯カメラはいらない町と、悪いことをする人は居ない、何か悪いことをしても必ずあいつだなど解るような、そういう隣近所ですよ。防犯カメラを付けなければならないような町というのは、隣近所のないような町かと思うので、陸閘とかあるいは水門は必要なところで、カメラは付いているのですが、常時点いているものですか。いざ何かが起こった時のみ作動するカメラになっているのかどうか。浜中町には、防犯カメラというのが、現在町として設置している部分があるかどうか。そのことを話して説明してもらいたいと思います。

それから、この項で言いますと最後のその他、地域振興にかかわる50万円というのがあるのですけれども、その他の中身を説明していただきたいと思います。

2つ目の質問は、75ページの徴収事務に要する経費ですが、釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金98万6,000円という項目ですが、これは滞納件数、それから総額に対する回収した金額、それから最近の傾向ですね。どういう形で滞納しているお金を納めてもらっているのか。その辺のところをお願いしたいと思います。

以上2件について。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 59ページの地域振興事業補助315万1,000円の関係で、防犯灯50万円の補助でございますけれども、これにつきましては、茶内市街が5ヵ年計画で防犯灯のLED化を進めて、電気の節約に努めるということで、これは5ヵ年の計画の中で順次整備する為の補助事業となっております。

それと、その他の50万円につきましては、これには見込み計上ということで50万円を組んでおります。これは殆ど例年、街路灯を各町内会が管理をしております防犯灯の故障とか、取替えが急遽発生しますので、主にそれらに対する見込み計上ということで計上しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 防犯カメラということですが、今浜中町内では防犯カメラを設置しているところはありません。

また必要ないと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 水門と陸閘のカメラの関係でございますが、それらにつきましては、記録を残しておりますので24時間作動しています。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 75ページの負担金補助及び交付金の釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金の98万6,000円の関係ですが、市を除く釧路・根室の市町村で広域されております。その件数の案分と、市町村割によって負担金の額が決められております。

因みに浜中町は引き継いでいる件数ですが、去年と今年の予定は10件で引き継いでおります。それで収入状況回収ですが全体で30%、債権引き継がれた分の30%を滞納整理機構の目標として引き継いでおります。

当町についても約30%の回収となっております。それで最近の滞納の傾向ですが、農漁村の第一次産業の滞納者の引き継ぎは殆ど居なくて、サラリーマン給与所得者の引継が殆どでありまして、その中でも国民健康保険税と町道民税の滞納が多くて、それで2年間何もなくて、契約書が取れなくて音沙汰のないものというものを引き継ぎとしています。

今年についても2月に音沙汰のないものについては、このままでしたら滞納整理機構に引継ますよという文章を出して、それに反応してきたものについては誓約書をとって時効の中断をしておりますが、誓約書をとれないものについては、時効の中断出来ませんので、滞納整理機構の方に送らせてもらっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 節電の関係ですが、通しで街灯を点けるのではなくて、例えば10時以降から夜明けまで電気を消しておくとか、他にまだまだ町として節電の可能性もあると思うのですが、そういう計画はないか。

ただ暗いところの街路灯は点けてもらったけれども、それは必要です。夕暮れ早い時は5時、高校生であれば8時頃帰ってくる子も居ますから、そういう面では時間で切って完全に電気を消してしまうと、浜の生活というのは8時過ぎに両親に電話でもしたものなら怒られます。そういう生活だからせめて10時以降は電気を消してしまって、夜明けは明るくなれば浜は目が覚めてくるんですから、そんなリズムをきちんと作ってもらえば良いなと思います。

それから先程、総務課長の方から防カメラは必要ありませんと言い切ったところは、とても良かったと思いますので、是非、防犯カメラなしの町が長く続くように願っています。

それから滞納機構ですけれども、数字で示していただきたかったです。国保税でどのぐらいの滞納を機構に送って、それから住民税などで幾らくらいの滞納があって、町税でいくら滞納があって、その内いくら回収されたか数字で何件の幾らというのを示して欲しかったのと、この滞納機構が始まってもう7～10年くらい経っていると思うのですが、これを98万円拠出して、まだ続けるだけの意味があるのかどうなのかというようなことは、機構の中であるいは各町村でそういう意見というのは出ていないですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 節電の為に消灯してはどうかというお話ですけれども、その前に、夜中出歩かないようにというのは、そのようにしていただきたいということになります。

防犯灯の役目ですけれども、時間が来て真っ暗になってしまったら、どうなのかというのもありますし、代わりにその時間を聞いて、消すとか点けるということになると、また新たな設備投資も必要かなというふうに考えます。それで防犯灯は各地域についていますので、皆さんの意見も聞かなければならないと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 引継件数の収納の関係ですが、26年度の協議会の議案の資料で添付していますので、後ほど、資料の名前は当然外しますが、引継件数と税目と回収率と出ていますので、その資料は後でお配り致します。

それと滞納整理機構の意義ですが、確かに発足当時から見ると当町においても、相当な収納率があって、議員おっしゃられたとおり必要性がどうなのかということで、今事務局1名と、事務局3名の4名体制で行っております。それで協議会の中でも話が出たのですが、やはり滞納整理機構に引継ぐということを最後の武器にすると、まだまだ町村によっては、そのことによって納税効果が上がる、納税効果の意義があると、やはり協議会が必要だという事で、私どもの方も催告書を出して、滞納整理機構の方に引継ぐというと、ちょっと待ってという方が相当数いますので、この協議会があるということは、大きなことだと思っております。今4名体制でやっていることが、今後、引継ぎ件数が減ってきたら4名体制が果たして3名のなるのか、今までどおりで行くのかというのは、これからの協議になってくるのではないかと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） ほぼ解りました。それで1点です節電の関係でいいますと、

今原子力発電は最終的に核のごみを処理する方法すら見つかっていない、それでも再稼働すると、それにこだわっていますけれども、多くの国民は原発でやると安く出来るんだと言っていますけれども、実際、大きな事故を起こしてみたら、そんな安くできるようなものではなくて、何万年も続くような悲惨なことになります。早急にやはり北海道の原発も大間の原発も中止してもらいたいと私個人としては思っているのです。

それで今どうやって再生可能なエネルギーを作っていくのかということでは、北海道全体で大きなものをやるということではなくて、小さな集落ごとに自分たちで発電方法を考えて、色んな形で例えば暮帰別地域の中で色んな発電の仕方でも発電をして、自分たちで自分たちの生活に使う電気を作って行こうというのが、全国的に試みられていると思うんです。いずれ浜中町としても、そういうことを考えておられるのではないかと思います。そういう場合に節電をするということから始めると、無駄なところに何時までも電気を点けていないで、発電するにはとても苦労しながら自分たちで発電するということに繋がるような気がするので、それに結びつけるような形で、私は町として先ず節電、そして町として発電するべきかなということで、こういう質問をしたのです。

町長として、私そういう傾向になるんじゃないかということでは言いましたが、町長の考えとしては、今すぐということではないにしても、近い将来ということではそういうことは考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ただいまのご質問ですけれども、まず出来ることというのと、再生エネルギーにしても色んなお金が掛かります。それからどんなことをやってもお金が掛かるんですけれども、まず出来るということは、やはり節電だと思っています。この事をしっかりやるということと、それから再生エネルギーについては、多くのお金が掛かりますけれども、もし有利な補助金等あるとすれば、それはこれからは選択肢の中に入れてくると思っています。

まず町民、住民が私たちも含めて出来るということは、こまめに電気を消すということが基本だと思っています。

それともう一つは、先ほど議員の方から防犯灯を消すと言われてますよね。名前は防犯灯となっていますから、これは町長が消すと言っても困ると思うんです。防犯灯をいきなり消していくというのは無いと思いますから、これからそのことも十分地域の人

たちと協議しなければなりませんし、防犯灯という名前をつけた時に、逆に何かあった時に消えていたといたら、これは大変なことになりますから、これも十分注意しながら今後詰めていきたいと思っております。余り防犯灯は何でも消すというふうにはならないような気もするのですけれども、これも課題と思っております。

それも含めて、これからその電気を無駄にしないということを含めて、これからの課題だと思っております。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 3点ほどお聞きしたいと思います。

49ページのインターネットに要する経費で、振興費から組替えということで広報費に組まれておりますけれども、まず委託料の町ホームページ、更新委託料110万1,000円ですけれども前年同額ですよね。それで業社はどこの業者だったのか、5年契約と去年聞いていたのですけれども、ホームページの更新は毎年更新しなければならぬものだったのか。あるいは職員が順次中身の内容について、更新していくというふう聞いたような気もあるのですけれども、その辺の内訳を教えてくださいたいのとアクセス件数ですけれども、前年が7万4,342件ということのメモがありました。今年のアクセス件数が解れば教えてくださいたいと思います。

それと51ページの、公の集会施設等維持管理に要する経費の委託料ですけれども、公の集会施設改修等設計業務委託料、散布漁村センターの耐震診断と改修工事の実施設計をするということのようではありますが、この改修工事の実施設計というのは、もう具体的に工事に入ると理解する訳ですけれども、改修工事の内容です。どういった改修をするのか壁を直すのか、あるいは今の和室が畳の部屋になっていますが、和室はそのまま残して今までどおり使えるのか、あるいは今の一番広い大広間のところを普段は葬儀とかある時には畳を敷いて、葬儀会場にしているようなことはありますけれども、その辺はどういうふうにするのか。

それから畳自体も相当傷んでいるんじゃないかと思うのですが、私、最近折りたたみ椅子等の方が非常に楽で便利だというようなこともありますから、そういった備品も改めて配置して設置するというような考えがないのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それと67ページのふれあい交流・保養センター運営に要する経費で、備品購入費、施設用備品購入ということで83万5,000円、前年は10万円でした。73万5,

000円の増ということになりますけれども、この内訳をお知らせいただきたいと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 49ページのインターネットに要する経費でございます。

インターネットにつきましては、現在藤田印刷さんと契約をしております。通常の管理につきましては担当の方で、ある程度の更新等については行っておりますけれども、大幅な改修につきましては、業者さんの方に委託して現在5年契約で、今年で5年目になろうかと思えますけれども、今後、契約期間が過ぎた時には、全面的な改修も図っていかねばならないと現在は考えております。

それとアクセス件数の関係ですけれども、今、手持ち資料で件数持って来ていませんけれども、そんなに大きくは変わっていないと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 51ページの公の集会施設の改修等実施設計業務委託料です。これにつきましては散布にあります漁村センターでございます。

この改修に向けて、まず耐震診断をやるということが一つです。それと合わせまして改修内容は実はこれからです。

ですから、耐震診断と実施設計に向けての調査委託料となつてございますので、今議員おっしゃられました改修の内容につきましては、今後の検討項目ということになります。

それと備品の関係です。実は昨年のもちづくり懇談会で、地区の方から備品の要望もございました。それにつきましては、この改修工事も控えていますので、その際に合わせて考えようかということでのお話を地元の方には話してございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 67ページのふれあい交流・保養センターの備品購入の施設用備品の内容ですが、これは券売機が最近調子悪いということで、印刷式の券売機を1台73万4,400円で購入を予定しています。

それからその他ということで、施設用品一応掃除機等で10万円を計上させていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 最初にインターネットの関係ですけれども、藤田印刷にお願いしているということで、今年が改修5年目だということのようであります。

大幅な改修というのは業者の方にやって通常の更新については、担当の方でやっていると今お聞きをしました。アクセス件数については、昨年とほとんど大きく変わらないだろうということで、7～8万件にはなっているのかと思っておりますが、それは結構であります。それで毎年同じ金額ですから、大幅な改修というのはどういう改修になるのでしょうか。それだけ教えていただければと思います。

それから漁村センターの関係です。耐震診断をやって、それから改修工事の内容はこれからということですが、改修工事をするということは地域の方から、この部分について改修してくれという要望があってやるものかと私は思うのですけれども、例えば極端に外壁が傷んでいるとか、雨漏りがあるからとか、あるいは内部の間仕切りの使い勝手が悪いから、ここをうまく改修してくれということの要望というのは、地元の方からは無かったのでしょうか。

それがなければ改修工事の耐震診断だけやって、耐震度があるとすれば、あそこはアスベストの調査もやって出なかったから良いのですけれども、その考え方です。少し付に落ちないといいますか、これからということは解らない訳でもないですけれども、地域から要望があったのではないかという感拭えないものですから、もし本当になくないのであればそれで結構です。

それと備品の関係ですけれども、改修の調査設計が終わった段階で改修工事の実施設計ですから、実施設計というのはもう完全に調査も終わって、本当は工事に移る為の仕事が実施設計だと理解したのですけれども、これからだということで改修の際に併せてやりたいということですから、それは良いんですが、前段の部分だけお答えいただきたいと思います。

ふれあい交流保養センターの部分については、券売機と掃除機ということで、券売機が70万円以上するということで理解をいたしました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 町のホームページの関係でございますけれども、先ほど資料がないということで、平成26年度のアクセス件数ですけれども、8万1,000件と昨年度から見ると、昨年度7万数千件ですから、年々伸びてきているところでござ

ざいます。

それと委託料の110万円の関係でございますけれども、このうち約78万円程度が当初の開発費にかかわるものがそれだけあります。現在、旬のものを映像で伝えるということでデジカメスケッチというものをやっておりますけれども、その更新にかかわるもので大体20万円くらい、それと内容の更新で新規にページを設定する場合、それにかかわるものが約10万8,000円程度、それで110万円ということでございますけれども、今あるホームページの中身についても、ある程度本来であれば2年3年でどんどん大幅に改造していくのが本来であろうかと思っておりますけれども、予算等の関係もございまして、概ね5年に1度くらい大幅に見直していきたいと担当としては考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 漁村センターの改修でございます。今、耐震診断と一緒に実施設計を同時に発注と考えてございます。一括発注でございます。

それと以前、一部分雨漏り等の改修要望もございました。それらも合わせまして今考えています。それとこれからですけれども、地元の方と多少打合せをしたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 6番中山議員。

○6番（中山真一君） 41ページの電算システム運用に要する経費に掛かりまして、次の43ページの負担金です。これは道自治体情報システム協議会負担金なのか、地方公共団体情報システム機構負担金なのかですが、今個人番号システムということで歳入の19ページに、この補助がある訳ですが、1,235万3,000円、去年は896万4,000円でした。去年もこういうのがありましたが、こういう制度になってくるんだろうと思っておりますけれども、その前に、この下の住民基本台帳ネットワークシステムの関係でしょうか、浜中町では平成14年に住民票コードの通知がありました。

私のところにも、新たな住民票コード番号が何番ですよという通知をいただいておりますけれども、その後、住民コードの通知をいただいて住民基本台帳カードを作ってくださいということで各通知が来ました。作っている人と作っていない人が居るかと思っておりますけれども、浜中町として住民基本台帳カードの交付というのは、まだ続いているのでしょうか。そして24年、25年どのくらいの数の交付がされて、トータル的には今解っている範囲以内で、どのくらいの数になっているのか。それを教えていただきたいと

思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 歳出の41ページ、電算システム運用に要する経費の中で、マイナンバーにかかる件でございます。

まず1点目ですけれども、負担金の中で地方公共団体情報システム機構負担金441万7,000円、これは新規でございますけれども、いわゆるマイナンバーにかかっての中間サーバーの構築にかかる負担金でございます。これにつきましては、全額国の補助ということになってございます。歳入科目につきましては、議員おっしゃるとおり国庫支出金の方でございます。

それと、その他に道自治体情報システム協議会負担金の中にマイナンバーにかかる厚生労働省の部分、それと総務省管轄の部分がございます。厚生労働省の分ですけれども、国民年金、児童手当、国民健康保険、後期高齢者、介護保険、それと障がい者福祉にかかっての、そのうち840万9,000円、次に総務省分ということで、住基ネットの分、地方税にかかる分、宛名管理にかかる分、これが263万8,000円となっております。

補助につきましては、それぞれ3部門になり10分の10とこまくなっています。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） まず住基カードの交付件数の話ですけれども、平成27年1月末現在で交付枚数は190枚になっています。交付率でいきますと3.02%という形になっております。この住基カードについては、10年で期間が切れるという形になっておりまして、最近の交付状況を年度別で申し上げますと、平成25年度で22件、平成26年度1月末まで8枚という形になっております。

主に電子証明も付けて、確定申告とかそういった場合に、最近では証明が多くなっております。

それとマイナンバーの話を若干触れさせてもらいたいと思いますけれども、この住基カードについては、マイナンバーカードの交付が来年28年の1月から始まります。それまでの間については交付するという形になっていますので、12月までは新規での受付はされます。その後の部分については、順次マイナンバーのカードの申請をした場合に、住基カードが使えなくなるというような流れになっております。

それと今後の流れを若干お話させていただきたいと思いますが、27年度10月から皆様のもとに、住民票があるところの町村からマイナンバーの通知カードというものが行きます。これは紙ベースですけれども、マイナンバー12桁のものが交付されます。

これを使って今後、社会保障関係とか税の関係も含めてですけれども、窓口の国の行政機関、町村でいきますと条例等で定めて、具体的な事務については、これから詰めるという形になりますけれども、町村については1年遅れまして平成29年の1月以降の利用を考えております。国の方は28年の1月以降随時、例えば年金を請求時、年金の資格取得、税の関係でも28年1月以降で源泉徴収とか、そういうものに税のマイナンバーの番号を入れるといった形になります。

マイナンバーの交付申請については、10月に通知カードが送られてきますけれども、それと一緒にマイナンバーのカードの申請書が入っています。それを12月までに出すと1月以降随時交付されていくという形になっています。

基本的にこの事務については、先ほど負担金で出ていますけれども、地方公共団体情報システム機構の方に事務は委託して、そちらの方から各町村の住民に交付されるという形になっています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 住民基本台帳カードが190枚で3.02%ですか。この程度しか発行されていないと、そしてこれが10年間の期限つきでということですが、住基カードというのは番号が11桁ですよ。そして今度のマイナンバーは12桁ということになってくるので、平成14年に私もらった番号があります、これは全く変わってくるものなのか、それともこれを引き継ぐものなのか。まずそのことをお知らせください。

これから個人番号マイナンバーは、先ほど課長言われたように、平成27年10月以降、市町村から住民票の住所に送られる通知カードで通知される予定だと、そしてマイナンバーの利用については、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の分野で行政機関などに提出する書類に、マイナンバーを記載することが必要となりますということのようですけれども、この住基カードとマイナンバーとの繋がり、それから番号制度になることによって、行政機関、地方公共団体、その他の行政事務を処理するものが、個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うことが出来るということと、

それから、それなりのメリットが色々書いてあるのですが、この辺の利用について正直いいまして、まだまだ我々町民に知らされていないところがたくさんあると思うんです。

それで先ほど課長が言いましたように、この住民基本台帳カードというのは、これは発行手数料を今まで1,000円もらっていたと思うんです。これが個人番号カードになる時には、どうなってくるのか。それで通知カードの時には、手数料なしということですがけれども、この通知カードを持って、個人番号カードを作成することになってくるのかという気がするのですが、その辺の流れについて。

そして先ほど言いましたが、利便性についてもう少し町民として、どういう部分が便利になるのか。今盛んに言われています、個人情報保護法の問題等々ありますけれども、この辺とのかかわり合いがどうなってくるものか、その辺につきまして、ご説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 再質問にお答えいたします。

まず住基カードとマイナンバーの番号がどうなっているかという話ですがけれども、基本的に全く別なものになります。

新たに12桁の番号が振られると、それを町村でこれから具体的に住民の方に事務的な話ですがけれども、生成という形で番号を付けて、それを先ほどの機構の方に送って、正式にはそちらから通知カードという形で、皆様の元に10月以降送付されるという形でございます。

送付された番号については、これは一生使うという形になりますので、そのまま保管していただくということと、実際にカードの発行については、その中に申請書が、プリペイドカードみたいな中にICカードチップが入っているのですが、そのカードの申請については別途申請が必要という形になりますので、手続き的にはカードで番号が解りますので、12桁の番号を言っていただければ、手続きができるのですが、12桁のカードの中に色々これから検討していく形になりますけれども、付加する情報等を町村独自でも入れることが、例えば印鑑証明等そういったものと、カードを一体化するとか、そういったことも一応考えられているので、取り合えずそういうものです。

このカード、利便性という話でどういう形であるのかということですが、具体的に言うと、先ほど年金の請求とか現況届、要は年金をもらっている人の年に、1回の現

況届というのを基本的に、はがき等確認で出さなければいけないのですけれども、1回その番号で登録すると自動的に住所、氏なりが解っていますので、そういう届出が一切要らなくなるとか、後は窓口での話になりますけれども、所得の確認ができますので、29年度以降になりますけれども、要は転入、転出の際とかの所得証明等付けますが、そういったものの添付が要らなくなるといったケースがあります。

今までは手数料を払って所得証明を取って行政機関ですとか、国の機関ですと付けて出さなければならないというケースがありましたけれども、これは国と都道府県もそうですけれども情報を共有いたしますので、そういう際の所得証明とかは付けなくても良くなりますので、要はマイナンバーカードを持っていることによって、その辺の手続の書類の簡略がされると、それと転入・転出の際、マイナンバーのカードに基づいて手続が普通は転入届をも持って、転入先に転入届を出す等するのですが、一度手続をすると自動的にカード通知番号で確認して済むと、役所に行く回数が少なくなるという部分もありますし、個人情報の関係ですけれども、本人もマイポータルというのがあって、本人のデータがどういう形で使われたとか、そういったものも一応見れるようなマイナンバーのカードを持っている人については出来ますので、インターネットを通じて、自分の情報がどうなっているという形で、異動とか使われている方というのも見ることは出来ることになっております。

手数料の関係ですけれども、一応、手数料の住基カードについては、個人認証と合わせて1,000円掛かっておりますけれども、マイナンバーのカードについては、1回目の通知は当然無料ですけれども、個人認証と合わせて1,000円掛かっておりますけれども、1回に限りマイナンバーのカードについては無料という形です。

これは広く国民の皆さんに使っていただくということでありますので、1回目の申請については、一応手数料が無料という形になっています。2回目以降、再交付とか1月以降もし1回申請して受け取って無くしたという場合の設定は、今後、役場の方で料金設定を考えなくてはならないと思っておりますけれども、最初については、先ほど言っていた機構の方から、基本的には申請に基づいて送られるということになっています。

交付については、町村窓口で受け取るという形になりますので、機構の方に委託してそこでカードを作って町村におりてきます。それを町村の窓口で、例えば本町の窓口、茶内、浜中支所の窓口で受け取っていく、そして本人確認をして本人に交付しますので、その際の手数は1回目は掛かりません。2回目再交付で無くしたとか、そういった部

分でありましたら、その際の手数料は今のところ決まっておきませんので、現状ではそうなっています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今、説明を受けて大体解ってきたのですが、窓口に来て浜中町民であれば浜中町の役場、支所に来れば個人番号カードがもらえる。個人番号カードは写真付きですよ。この辺も全部やってくれるのか。

それから答弁ももらっていなかったのですが、この辺の町民への広報はどういう形で今後やっていくのか。先ほど課長の話では、役場に来てもらって、地方公共団体情報システム機構へ委託して、そこからカードを貰って発行するということですがけれども、発行してまた取りに来なければいけないことになるのか。申請時に直ぐ貰えるものなのか、その辺のことを教えてください。

それと先ほど聞き忘れたのですが、総務費77ページの旅券発行事務に要する経費がありますが、これは旅券の発行ですね。23年66件、24年65件ですか。25年、26年はどのくらいの数の発行になっているのか。それも教えていただきたいと思いません。以上よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 最初に後段の方からお話させていただきます。旅券発行事務に要するパスポートの交付の実績ですけれども、平成25年につきましては51件、26年は52件となっています。因みに10年と5年というパスポートがありますので、内訳が26年で10年ものが25件、5年のものが24件となっています。

それと内容の訂正等の関係が3件別にありますので、合わせて52件という形になっております。申請時のマイナンバーの交付の関係ですけれども、基本的には役場でカード自体は作れない状態です。地方公共団体情報システム機構にカード自体作るという形になりますので申請書と顔写真等で規格がありますけれども、その分を申請書合わせて出していただいて、それでその後、受取る窓口を指定するという形になりますので、浜中、茶内と本町の3カ所で、一応交付ということで今のところは考えております。

実際、申請書1月以降につきましては、申請の方法ですけれども、窓口で1回来て内容を確認したものを今度役場の方で機構に送って戻って来たら、本人確認をした上で交付するという形になりますので、やはり改ざん防止も含めて、本人に間違いなく交付するという形になりますので、やらなければならないという部分もありますので、その辺

は交付を受ける方は手間になりますけれども、来ていただくということになります。

今後の広報関係ですけれども、国の方も最近テレビ等でも出てきたかと思えますけれども、町としても具体的サービスの部分も、これから何をするかというのは、実は内部庁舎内会議で検討中でありまして。条例等も直すところが必要だという部分も含めて、今後、具体的事務が始まるまでに整理して、それに合わせて10月以降こういう形で、通知カードが来るので、申請とか手続の方を広くやはりカードの利便性と趣旨を伝えていかなければならないと思っております。

通知カードが来てから申請、交付までの流れですけれども、要は申請書が入っていて、それに写真を添付して機構の方に送ると、それで機構から今度は役場の受取窓口で、指定は本人が申請時にしますので役場で受けておりますと、浜中支所なり茶内支所ということになって、写真はある程度自分で規格のものを申請書につけるという形になります。

あと住基カードもそうですけれども、住基カード実は申請時に役場でデジカメで撮って交付しているんです。今後のやり方も1月以降の分は手数料との兼ね合いもありますけれども、手数料をいただくという形になれば、もしかすると写真の分をとって機構にこちらで受付の段階で送るという方法も、一つの案かとは思っているのですけれども、無料の一回目の分については、基本的には本人が中身のチェックは、役場に相談に来ていただければやりますけれども、一応、基本的に1回目は、本人が申請書に写真を添付して機構の方に送って、返信用封筒入っておりますので、そういった形になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 5点程まず49ページです。公の集会施設の需用費、修繕料、昨年35万円だったのが120万円に増えているんですけれども、この内訳を解れば教えてください。

それと67ページ、先ほどの説明でほぼ解りました。この券売機の保守点検が大幅減になった訳が、多分、更新になるということで減になると思います。そのついでに関連して昨年、一昨年と自動ドアの保守点検委託料ですか、11万7,000円が予算計上されていたのですけれども、今年度はなくなっているのですけれども、これは毎年行っていたものか、各年でやっていたものか。保守点検をやっていることによって、故障時に何らかの補償があるものなのか。

それと69ページの風力発電です。役務費の手数料、これは新規かと思うのです。こ

それは15万8,000円、何にかかる手数料なのかを教えてくださいたいと思います。

それと73ページ、地方バス路線です。これは確か26年ダイヤ改正で2便が減少されていたと思うのです。その当時の説明で便数減によるので、これ以上の負担増にはならず、むしろ26年度からは減少になると思います、というような答弁がなんとなく記憶にあるのですけれども、これ以上の減便がなくて1,940万5,000円くらいで今後この路線を維持して行けるのかどうか。

それと関連して、これは以前も質問あったと思いますが待合所です。これはこの間の猛吹雪の時にJRも止まってしまってバスが動いていたということがありまして、たまたま知合いがどうしても釧路の病院に行くということで行く時に停留所まで行ったら吹雪ですから、バスも若い方ならまだいいのですけれども、お年寄りの方も待っていたという話を伺いまして、全部の停留場に設けてというのはかなり経費も掛かるので無理だと思うのですけれども、要は地区のどこか一番乗る方が多いような地区、場所に簡易的なものでも設置できていれば、釧路までは送っていけないけど家族の方が、大体の時間にそこのバス停までは送って行けるという場合も考えられるので、釧路バスさんの方とも相談して、そういう方向で行けるのであればいった方が親切かと思います。

それと75ページ、町税等の先ほどの滞納整理機構です。これに関連して、その下の不誠実滞納者審査委員に要する経費11万5,000円、25年度は確か実施されていないという答弁を聞いていると思うのですけれども、これと滞納整理機構に回すことの兼合いです。この審査委員会で審査をして機構に回す方が良いという判断をするのか等、この審査委員会の役割といいますか、それをちょっと教えてくださいたいと思います。

それと徴収事務に要する経費の役務費、これも手数料ですけれども、5万円が21万9,000円になっているのですけれども、これは何の手数料ですか。併せてお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 先ず49ページ、公の集会施設維持管理に要する経費の修繕料85万円増でございます。この分につきましては、熊牛地区コミュニティセンターの畳を買いたいということで予算計上してございます。

次に73ページの地方バス路線にかかりまして、以前、便数を減にして負担金は増えないかということでございます。実は平成23年度、約1,700万円補助してございます。24年度につきましては1,900万円、25年度につきましては約2,000

万円ということでしたが、平成26年度につきましては1,894万6,000円の実績となっております。27年度につきましても、前年度当初と同額を今予算計上して、26年度とそんなに変わらない数字が出てくるのかというふうに思っております。

待合所の件でございます。これにつきましては、釧路バスの路線で霧多布線につきましては、町内に26ヵ所の待合所がございます。そのうち10ヵ所について停留所の設置をしております。殆ど地元自治会が振興補助を受けて設置しているのが現実でございます。釧路バスとこれからお話もしなければならぬものがあるかと思っておりますけれども、少し相談させていただきたいと思っております。私の方は以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 67ページの自動ドアの件ですけれども、これは一応装置が結局供給できないといいますか、新しいものになって修繕料の方で装置の交換ということで計上しております。

それで一年目なので、保守点検の方も取り合えず今回は見合わせようという事で、修繕料の142万7,000円の中に、自動ドア装置交換修理というもので39万9,000円を計上しております。

それともう1点、69ページ手数料の内容ですが、それにつきましては、風車の方のキューティクルの清掃手数料4万2,000円と、継電気特性試験料ということで、11万6,000円を計上しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 質問にお答えします。不誠実滞納者の審査会の関係ですが、平成20年に当時収納対策の一環として、税の色々な督促等を行っても財産があるのに、どう見ても払える状況なのに払ってもらえない、いわゆる不誠実な滞納者が居るということで、それを何とかしなければ収納率の向上に結びつかないということで、行政サービス等を色々な制限をするということを目的で作られました。

委員は5名で、現在1名欠員の4名で、2年の任期で28年3月20日任期改正であるのですが、この間、色々な税務課の方でも収納対策を色々やったり、先ほども説明いたしました滞納整理機構に送ったりして、収納率が相当上がって、今、現在本当に不誠実だという方はごく一部、先ほど10件くらい送っていると言っていました、その程度しかなくて、後は漁業者であれば、急激な所得の増減によって、今年は払えないけれ

どもということで誓約を貰って、きちんと履行されていますので、実は不誠実な滞納者は今は居ない状況です。

今後、理事者とも一定の不誠実滞納者の委員会の成果が上がったので、今後、改選期に向けてはどうしていったら良いのかということは、詰めていかなきゃならないと税務課サイドでは思っております。

次に、先ほどの手数料の関係ですが、実は税務課の方で毎年滞納者に向けて預金調査を行っています。両漁協、大地みらい信金、郵便局、北洋銀行等の滞納者の預金調査を行っています。預金調査1件の手数料が金融機関によっては違うのですが、手数料が掛かっています。その分の予算として5万円程見しております。

残りの15万6,000円ですが、実は加藤議員のところと、セイコーマート石橋商店の向かいと、それから琵琶瀬会館の前に、当時、納税貯蓄組合連合会が建てた看板があるので相当老朽化もして見ても余りよくないので、この際、撤去したらどうかと思ひまして、今回、撤去手数料ということで、3ヵ所分ということで15万6,000円、今回上げさせてもらっています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 地方バス路線です。これはさっき聞いたのは今後、減便しないで、この金額で維持できるのかどうかという点には触れられていないので、中々難しいかと、それは釧路バスさん次第ということになるかも解りませんが、見込みとしてどうなのか。

それと自動ドアのドアそのものではなく、要するに装置というからモーターなのか、それ自体がもう交換しなければいけないという状態で、今回修繕料で上げたという、それでこの保守点検というのは、毎年行わなければいけないものかどうかの点と、その点検を受けていることによって、何かのトラブルの時には得点といいますか、通常で考えればクレーム対象になるようなこともあると思うので、そこら辺はどうなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 地方バス路線にかかりまして、減便しないでどうなのかということですが、今の便数で行くという計画でございます。今のところ、これ以上の減便の話は受け賜ってはおりません。

それと1点訂正したいのですが、先ほどバス待合所の設置の関係で、霧多布線につきましては、バス停が町内に26カ所あります。そのうち待合所が10カ所あるということです。因みに浜中線については設置してございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの自動ドアの件ですけれども、一応、装置を2台、1枚目と2枚目を換えるということで、今まで年3回の保守点検をしていましたが、今回も新しくするので、今年は点検代を掛けてまでする必要はないという判断で、来年度から、また計上させてもらいますけれども、とりあえず今年はそういう考えであります。

保守点検の時に伴う修理等が、もし発生した場合ということですが、消耗品の場合については業者持ちとなっております。それ以外に大きい故障になると、町持ちということで施設持ちとなっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 1点だけお願いいたします。59ページの地域振興に要する経費の補助金です。地域振興事業補助で内訳の中に、共聴施設整備の95万1,000円とありますけれども、これは多分TVHの関係のことだと思いますが、某施設5組合あったと思いますが、その中の火散布、丸山散布地区一緒にやっているのですが、この施設が5年前にたまたま釧路の電波が受けられるということで、各々の加入者からお金を集めまして、アンテナを改修して観てきた訳であります。この扱いはどうするのかということと、95万1,000円を5で割ればほぼ割り切れるので、同じような機器を取り換えて観ることができるのかどうか。それとも加入者によって違うのかどうか。

それと併せて共聴システムですか、共聴電波を使って、町内で見られている加入者の数が解れば教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまの地域振興補助事業にかかわる共聴設備の関係でございますけれども、まず町内の共聴設備については今5カ所あります。火散布、藻散布、渡散布地区、貫人、湯沸地区です。

今回、地域振興補助100%の補助ということで、現在予算を計上しております。これについては、今回ちょっと異例と言えれば異例ですけれども、他の地区については、共聴ではない設備については、全額町が受信設備を全て回収しますので、実質個人負担が

出てきません、一般の方は。ただ共聴設備については、平均すると一カ所当たり約20万円程度費用がかかります。これについては、担当として内部で協議した結果、やはりこの分については、今回、町で改修してあげるのが本来だろうと言うことで、今回その改修にかかわる分全額について町が補助して、改修を進めると言うことでございますので、ご理解いただきたいと思います。何戸あるかというのはちょっと把握しておりません。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第3款民生費の質疑を行います。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 85ページと87ページの福祉灯油のことと、85ページの民生委員のこととお尋ねいたします。

民生委員に要する経費があるのですけれども、推薦で民生委員が決まるということで、推薦基準というのが例えば何戸に1人という基準みたいなものがあるのかどうか。

浜中町全体では何名の民生委員がいらっしゃるのか。それからどんな活動内容なのか。ここでは民生委員の協議会補助ということで223万1,000円ある訳ですが、これは費用弁償等そういう面に充てられているとは思いますが、単価といいますか、1人辺りどのくらいになるのか。この点についてお伺いしたいと思います。

それから87ページの福祉灯油の関係ですけれども、浜中の場合は現物支給という形ですよね。今回国の支援があるということで、寒さに耐えるという点では、もっと量を増やしていかなければいけないのか、その可能生があるのかどうか、これに今までやっているうえにオンできるのかどうか、その辺りについてお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 民生委員さんの人数につきましては、現在約22名、活動費として支給20名の民生委員さんと、2名の新児童委員さんでございます。

それで一人当たりの報酬といいますか、民生委員協議会の補助としましては、223万1,000円となっておりますけれども、これは各会議に行った場合の費用弁償でありますとか、それぞれの活動費として支給をしております。一人当たりの活動費というのは、今ちょっと押さえておりませんので、後程、金額を示させていただきたいと思います。

活動内容でございますけれども、民生委員さん色々な地域に住んでいらっしゃるということで、色々な地域に困っていらっしゃる方と、役場とのパイプ役と申しますか、色々な地域での相談に乗りながら困っていらっしゃる方がいれば、役場の方に連絡をいただいで、一緒に対応して行くというようなことを普段からしております。

2ヵ月に1回の定例会議の中で、情報交換でありますとか、緊急性があるものは直接連絡をいただいたりしております。選出基準でございますけれども、一応欠員と言いますか、任期が来るたびに継続してやっていただけるかどうかということをお尋ねしておりますけれども、欠員が出た場合には、自治会の方に推薦をお願いして、自治会さんから適した方を推薦していただいております、推薦していただいた方を推薦委員会の中で、この方で良いかどうかということで確認をしていただいております。

福祉灯油の関係ですけれども、今、年間100リットルということで、毎年予算を計上させていただいておりますけれども、これは灯油の金額が上がっても100リットルは必ずこちらの方で助成をしたいということで、予算を計上させていただいておりますけれども、先日、補正予算の低所得者への助成金という中で、プラス1万円の商品券を、金券といいますか出すことにしておりますけれども、毎年の中では一応100リットルを予算計上させていただいて、今回それにプラスアルファという形で1万円の金券を発行することとしています。

それに加えて、今回福祉灯油の対象者に生活保護の方を加えまして、対象世帯が大幅に増加する、今51世帯程度いらっしゃいますけれども、51世帯の方にプラスして今回は助成をしていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 民生委員の方の内容解りましたけれども、自治会からの推薦でそれが委員会にかかって決まると、基準というのは、例えば姉別が今厚陽を入れますと3人になるのではないかと思いますけれども、人口が基準だと思いますけれども、地域が広い等、そういう基準があるかどうかというのを聞いたかったのですが、そういう基準はあるのかどうか。

それから会議に来る時も費用弁償というガソリン代も入るということでしょうか。遠い方と近い方があると思います。何処で会議をされているのか解りませんが。

それから、どういう活動をするか、困っている人たちのパイプ役として活動してもらおうと、困っている人たちというのはどういう範疇なのか良く解らないのですけれども、

例えば生活で困って居る人というのは、また別な考え方になるのか。日常の生活が中々大変だという人が福祉課で対応するということになると思いますが、そういう意味での民生委員の役割というのは、お年寄りの方が多いのか、あるいは障がい者の人が多いのか色々あると思うのですが、どんなものが多いのか。もし大体のところが解ればお知らせ願いたい。

それから民生委員の役割について、広報か何かでこういうことで困っている方は、民生委員にというようなキャッチフレーズで宣伝というのはおかしいですけども、知らせることが必要かと思うのですが、その辺りはどうですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 推薦の人口とかの基準につきましては、各町内会からの1～2名ということで推薦をいただいております、人口は何人当たり何人という決まりは特にございません。

それと年齢的な基準が前はありましたけれども、中々なっていた方が少なくなってきたということで、今は年齢的な基準は撤廃されております。適した方が居れば、推薦をしていただいているということでございます。

それと旅費につきましては、費用弁償をまず旅費規程がございまして、旅費規程の中で遠い分だけ支払うということになっておまして、先程、報酬という形で支払われているものがあるのかというお話でしたけれども、報酬というのは無報酬でありまして、あくまでも活動費として、こちらとしては支給をしております。

民生委員さんがどんな活動をされているのかということですけども、まずは一番基本というか、一番多いのが生活費が無くて困っていらっやって、生活保護を受けたいという方がいらっやいましたら、民生委員さんに相談していただきたいのですけれども、民生委員さんは児童委員さんも兼ねていらっやるんです。ですから子育てに困っているとか色々なよろず相談といいますか、困っていることがあれば、まず身近な民生委員さんに相談していただくというのが良いのかなと思います。

民生委員さんも色々な研修をして、色々な知識も持っていらっやいますので、まずそこで解らなかつたら福祉保健課に相談していただくと、本当に地域の中での相談役ということで役割としてはあるのかと思います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 解りました。87ページの灯油の関係ですけども、1万円の

商品券を発行すると。その商品券で灯油も使えるという事で、そういう理解でよろしいですか。解りました。ありがとうございます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 5時00分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員